

京都市立向島秀蓮小中学校PTA選挙規定

【第1章 総則】

第1条 この規定は、規約第11条の2に基づいて定める。

第2条 この規定は、規約第6条の役員、第9条の会計監査委員、第10条の選挙管理委員の選出に適用する。

【第2章 選挙管理委員会】

第3条 本部役員（以後、役員とする。）、会計監査委員の選出事務を処理するため、選挙管理委員会を設置する。

第4条 選挙管理委員会は、本部役員経験者により構成する。

第5条 選挙管理委員会は、正副委員長を互選する。

第6条 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

役員・会計監査の選挙(選出)及び選挙(選出)管理について必要な事務。

【第3章 役員・会計監査委員の選出】

第7条 役員及び会計監査委員の選出については、下記の通りとする。

- 1 立候補者は、所定の用紙に、必要事項を記入し、届出期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 2 立候補者が定数を超える時は、協議または選挙により決定する。
- 3 立候補者が定数を超えないときはPTA総会において信任を得るものとする。
- 4 立候補者がいない、あるいは定数に満たない時は推薦委員会（第10条）を組織し次期役員及び会計監査委員の選出を行う。この場合、選出された役員及び会計監査委員はPTA総会において信任を得るものとする。
- 5 役員・会計監査委員の選出完了後、全会員に通知する。
- 6 役員・会計監査委員の選出の詳細については、役員会が定めるところの役員・会計監査委員選出の申し合わせ事項に従い行う。

第8条 次期役員・会計監査委員の選出は、毎年3月末までに行う。但し、特別な事情のある時は、役員会の承認を得て延期することができる。

この場合、次期役員・会計監査委員の選出まで、前任者がその任にある。

第9条 教職員の役員の選出は、学校長に一任する。

第10条 選挙管理委員会は必要に応じて推薦委員会を組織し、次期役員選出を円滑に運ばなければならない。推薦委員会は、本部役員経験者（選挙管理委員会）で構成し、選挙終了後解散する。

第11条 役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合、補欠役員を選任することができる。
補欠役員の任期は前任者の残りの期間とする。

【第4章 規定の改正】

第12条 この規定の改正・改定は規約第13条に準ずるものとする。

【第6章 付 則】

- ・この規約は平成31年4月より施行する。
- ・この規定は改定により令和元年5月1日より施行する。
- ・この規定は改定により令和6年4月1日より施行する。
- ・この規定は改定により令和7年4月1日より施行する。